

令和2年6月2日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 61,370
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 483,560
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区	選挙区	選挙区
下田市・賀茂郡 18,532	富士市 69,731	掛川市 31,508
伊東市 20,126	富士宮市 36,613	袋井市・森町 28,090
熱海市 11,001	静岡市葵区 71,157	磐田市 45,332
伊豆市 8,935	静岡市駿河区 58,413	浜松市中区 64,580
伊豆の国市 13,668	静岡市清水区 66,881	浜松市東区 35,312
函南町 10,654	焼津市 38,218	浜松市西区 29,870
三島市 30,542	藤枝市 40,118	浜松市南区 27,647
清水町・長泉町 20,391	牧之原市・吉田町 20,156	浜松市北区 25,691
裾野市 14,155	島田市・川根本町 29,327	浜松市浜北区 26,570
御殿場市・小山町 28,959	御前崎市 8,856	浜松市天竜区 8,274
沼津市 55,110	菊川市 12,489	湖西市 15,930